

日時：令和5（2023）年10月19日（木） 14:00～14:40  
場所：別海町本別海1番地の95 本別海生活改善センター

## 第22期第14回 根室海区漁業調整委員会 議事録

1 開会

2 開会挨拶

3 出席者人員報告

4 議事録署名委員の指名

5 議題

（1）付議事項

議案第1号 根室海区漁場計画の変更案について（第15次定置漁業権）

議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について

議案第3号 漁業法第91条第1項に該当する者に対する指導について

（2）報告事項

①定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

②くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

③第22期第11回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について

④秋さけ漁獲速報について

（3）その他

6 閉会

## 第22期第14回根室海区漁業調整委員会

- 1 開催日時 令和5年10月19日(木) 14:00~14:40
- 2 開催場所 別海町本別海1番地の95 本別海生活改善センター
- 3 出席委員 福原 正純 、 高橋 敏二 、 萬屋 昭洋 、 南出 利春 、  
楠 浩 、 内藤 智明 、 相川 泰人 、 竹本 勝哉 、  
小倉 啓一 、 庄林 満 、 三戸 正己
- 4 欠席委員 大坂 鉄夫 、 平井 敏雄
- 5 事務局 事務局長 松浦 謙二
- 6 臨席者 根室振興局 産業振興部  
水産課長 菅原 敬展 、 漁業管理係長 中村 公彦 、  
技師 松島 可奈枝

### 7 議題

#### (1) 付議事項

- 議案第1号 根室海区漁場計画の変更案について(第15次定置漁業権)  
議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について  
議案第3号 漁業法第91条第1項に該当する者に対する指導について

#### (2) 報告事項

- ①定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
- ②くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- ③第22期第11回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について
- ④秋さけ漁獲速報について

#### (3) その他

## 8 会議の内容

- 事務局長 定刻となりましたので、ただいまから、第22期第14回根室海区漁業調整委員会を開会いたします。開会に当たり、福原会長から挨拶を申し上げます。
- 福原会長 第22期第14回根室海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。  
委員の皆様方、根室さけます事業所の小松所長、道東センターの水野センター長、管内さけます増協の蠣崎専務、根室振興局水産課の菅原水産課長をはじめ、関係者の皆様方におかれましては、何かと行事が混み合った中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。  
また、今回の定置漁業権切替に係る対応として、海区委員会が主催となり、各地で公聴会を行うにあたり、会場準備等にご協力いただき、感謝申し上げます。この場を借りまして、お礼申し上げます。  
さて、本日の議題でございますけれども、公聴会を行った結果も併せ、「根室海区漁場計画の変更案への答申」、「知事許可漁業に係る制限措置に関する答申」、「漁業法第91条第1項に該当する者に対する指導に関する答申」について、付議事項が3件、また、報告事項が4件となっております。  
皆様のご協力によりまして、審議がスムーズに進められますよう、お願いいたします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 事務局長 次に、ご臨席頂いておりますご来賓の紹介ですが、会長からの紹介もいただいておりますので、お手元に配布しております配席図にて、ご紹介に変えさせていただきます。次は、本日の出席人員の報告ですが、大坂委員、平井委員が欠席となっております。11名の出席となっております。
- 福原会長 本日は、定員13名のうち11名の出席を頂いておりますので、委員会は成立しております。  
次に、議事録署名委員についてですが、委員会規程の第7条により、私の方から指名させて頂きたいと思っております。  
南出委員さんと内藤委員さんをお願いいたします。  
それでは、ただいまから議事に入ります。  
議案第1号「根室海区漁場計画の変更案について」を上程します。  
事務局から説明します。
- 事務局長 ご説明いたします。右上に議案第1号と記載された資料をご覧ください。  
令和5年10月2日付け漁管第1552号で、「根室海区漁場計画の変更案について」、知事から諮問がございました。  
資料の作りですが、p2～9には、地区別に前回と今回の比較の一覧表を添付しております。p10からp17までが、追加・変更する漁場計画の内容、p18からp24までが、免許の条件の内容、大冊で別綴じになってはいますが、p25からp108までが、定置漁業権免許漁場図、その次には公聴会の開催結果一覧と諮問に関する関係法令の抜粋です。  
それでは、早速内容についてですが、第14次と第15次との変更点から、説明申し上げます。  
p2、羅臼地区では、第14次で言うところの羅さけ・いか定第7号が廃統となっており、以降、漁場番号が繰り上げとなっております。次に、羅さけ・いか定第13号では、漁場区域の沖の左側を10m沖出し、右側は10m陸寄せとなっております。次に、羅さけ・いか定第32号では、春期操業廃止に伴う漁業時期の変更をしており、併せて、p20にある免許の条件も変更となっております。  
p3、標津地区は、変更ありません。  
p4、野付地区では、第14次で言うところの別さけ定第16号が廃統となっており、以降、漁場番号が繰り上げとなっております。  
p5、別海地区では、野付地区の廃統に伴う漁場番号の繰り上げがあります。  
p6、湾中地区は、変更ありません。  
p7、根室地区では、第14次で言うところの根さけ定第8号、11号、13号、31号が廃統となっており、以降、漁場番号が繰り上げとなっております。  
p8、歯舞地区では、根室地区の廃統に伴って第14次で言うところの根さけ定

事務局長

第16号の漁場番号繰り上がっているほか、第14次で言うところの根さけ定第17号が廃統となっており、以降、漁場番号が繰り上げとなっております。

p 9、落石地区では、他地区の廃統に伴って、漁場番号が繰り上げとなっております。

続きまして、p10からp17までが「根室海区漁場計画【変更案】」となります。

漁場計画につきましては、漁業法改正前は漁業権ごとに定めていたものなのですが、法改正後は、海区ごとに定めるものとなったため、すでに策定されている共同漁業権と区画漁業権の漁場計画に、定置漁業権の漁場計画を追加する形となっております。

この資料にある変更点は「1 漁業権に関する事項」ですが、法に基づき海区漁場計画で定める事項として、漁場の位置、漁場の区域、漁業種類、漁業時期、存続期間、個別又は団体漁業権の別が記載されているほか、漁業権の設定に関し必要な事項として、漁場番号、漁業の名称、条件が記載されております。

p18からp24までが、免許の条件なのですが、羅臼さけ・いか定第32号が、春期操業廃止に伴う漁業時期の変更に伴って、免許の条件も変更となっておりますが、他には変更ありません。

続きまして、資料大冊だったため、分冊しておりますが、p25からp108までが、定置漁業権免許漁場図となっております。なお、漁場連絡図につきましては、入り口付近のテーブルにて管内全体の連絡図が閲覧できるようにしておりますので、必要に応じて確認いただけますようお願いいたします。

また、免許予定日ですが、資料p17の欄外にありますとおり、令和6年2月1日となっております。

資料の説明は以上なんですけれども、資料最後のページに関係法令の抜粋がありまして、この漁場計画の変更にあたっては、漁業法第64条第8項において準用する第4項に基づき、「都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない」と規定されているほか、漁業法第86条第2項に基づき、「漁業権に条件を付けようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない」と規定されております。

また、委員会がこれに係る意見を述べようとするときは、漁業法第64条第5項に基づき、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者、その他の利害関係人の意見を聴かなければならないと規定されております。この諮問を受けまして、10月12日から19日にかけて公聴会を実施しまして、その中で出された意見等は、資料最後から2枚目に添付しておりますが、全ての地区からは、この漁場計画通り進めていただきたいという意見があったほか、この度の漁場計画変更案とは別の意見・要望ですが、標津地区からは、第15次期間中に合理化等が進んだ場合には、免許の期間中の協議等をお願いしたいとの意見・要望がありました。

事務局からの説明は以上となります。

福原会長

ただ今、議案第1号について説明しましたが、これにつきまして、皆さんの方から何か、ご質問等ございませんでしょうか。

(ありませんの声)

福原会長

それでは、議案第1号については、この内容のとおり漁場計画を変更することが適当であると決議し、その旨、知事に答申したいと思っておりますが、よろしいですか。

(異議なしの声)

福原会長

それでは、そのように決定いたします。

続きまして、議案第2号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程します。

事務局から説明します。

事務局長

ご説明いたします。右上に議案第2号と記載された資料をご覧ください。

令和5年9月20日付けで水産林務部漁業管理課所管の内容について、p5には令和5年10月6日付けで根室振興局水産課所管の内容について、諮問がございまして、これら詳細な内容につきましては、振興局水産課からの説明をお願いいたします。

松島技師

それでは、松島の方から説明させていただきます。 座って説明させていただきます。

本議案につきましては、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条において、知事許可漁業の新規の許可を実施するにあたり、制限措置の内容、申請すべき期間の2つにつきまして、海区委員会へ意見を聞くこととされておりますことから、諮問するものであります。

初めに議案第2号資料の1ページ目をご覧ください。

こちらは、本庁漁業管理課所管「かにかご漁業（根室振興局管内太平洋海域）」の諮問文となります。 資料をめくっていただきまして、裏面の2ページ目をご覧ください。 「かにかご漁業（根室振興局管内太平洋海域）」の制限措置の公示案となっております。 制限措置の内容につきましては、昨年度同様で変更はなく、申請すべき期間につきましては、年度の変更のみとなっております。 次の3ページ目から4ページ目につきましては、参考資料としまして、「かにかご漁業（けがに）の許可等に関する制限措置等の取扱い（根室振興局以太平洋海域）」を添付しておりますので後ほどお目通しいただければと思います。

次に、5ページ目をご覧ください。

こちらは、根室振興局所管「小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（ほたてがい）」ほか10件の諮問文となります。 資料をめくっていただきまして、裏面の6ページ目をご覧ください。 6ページ目から39ページ目まで順に、「小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（「ほたてがい」・「ほっきがい等」・「うに」・「ほや」・「なまこ）」の制限措置の公示案、23ページ目から32ページ目までが「潜水器漁業（「うに」・「なまこ」・「ほたてがい」・「こんぶ」・「ほや」）」の制限措置の公示案、34ページ目から35ページ目までが「機船底びき網漁業（ちか）」の制限措置の公示案、36ページ目が「つぶかご漁業」の制限措置の公示案、37ページ目が「たこ漁業（から釣り）（北方四島周辺海域）」の制限措置の公示案、38ページ目が「すけとうだら固定式刺し網漁業（北方四島周辺海域）」の制限措置の公示案、39ページ目が「はえ縄漁業（たら及びめぬけ）（ロシア連邦200海里水域内）」の制限措置の公示案、となっております。

以上の制限措置の内容及び申請すべき期間につきましては、昨年度同様で変更はありませんが、37ページ目から39ページ目のいわゆる対ロシア許可に関する制限措置の公示案の内容のうち、漁業時期、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び申請期間につきましては、○表示となっておりますが、これはロシア側との交渉において、操業条件が確立された時点で正式に決定するため、○表示としているものであります。 公示する際は、適宜○表示を埋めて公示すること、操業条件決定後は、早急に公示を行うため、北海道漁業調整規則第12条第2項に基づく申請期間が1ヶ月を下回ってしまう可能性があることにつきましては、ご理解頂きたい次第でございます。

私からの説明は以上となります。

福原会長

ただ今、議案第2号について説明がございましたが、この件について質疑に入りたいと思います。

皆さんの方から、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

（ありませんの声）

福原会長

それでは、議案第2号については、この内容を承認することとし、その旨、知事に答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

福原会長

それでは、そのように決定いたします。

続きまして議案第3号「漁業法第91条第1項に該当する者に対する指導について」に関して、報告事項1と関連することから、一括して事務局から説明させます。

事務局長

ご説明いたします。

まず始めに、報告事項1の「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」から、説明いたします。

定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告についてですが、報告の対象となる漁業権は、羅臼のさけます定置14件を除く、161件です。 報告の内容とし

事務局長

ては、漁業法施行規則第28条第2項に定められた、漁業権の種類及び免許番号、報告の対象となる期間、資源管理に関する取組の実施状況、操業日数、漁獲量その他の漁場の活用状況、その他必要な事項、となっております。知事からの報告内容は「別紙のとおり」となっております。

報告の対象件数161件のうち、漁場の活用の状況について、「適切かつ有効に活用されていると認められない」と判断された漁場が13件ございます。p3の別さけ定16号、p5の根さけ定8号、11号、p6の13号、16号、17号、25号、26号、27号、28号、p7の33号35号、36号です。このように、適切かつ有効に活用されていると認められないと判断された漁場が13件あるんですけども、うち、漁業権者の責によると認められないため、指導とならないものが5件ございます。

残る8件につきましては、漁場の採算性が見込めるのに恒常的に休業しており、休業の理由や漁場の状況を踏まえて、合理的な理由無く休業していること判断されることから、議案第3号p1からp2のとおり、「操業体制を整え、操業を行うこと、有効に利用すること」との指導をしようとしているものであって、この指導を行うに当たって、意見が求められているというものでございます。

説明については、以上になります。

福原会長

ただ今、議案第3号及び報告事項1について説明しましたが、これにつきまして、何かご意見等はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

福原会長

それでは、議案第3号につきましては、この指導を行うことについて特段の意見が無いことを知事に答申したいと思っておりますが、よろしいですか。

(異議なしの声)

福原会長

それでは、そのように決定いたします。

以上で、付議事項を終了いたします。

続きまして、報告事項について事務局から説明させます。

事務局長

ご説明いたします。右上に報告事項2と記載された資料をご覧ください。

くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更としまして、この度、裏面のとおり大型から小型に移ったという形となっており、総数411.2トン是不変わるのですが、大中型まき網漁業や佐賀県及び新潟県との融通が整いまして、漁獲可能量を変更したというもので、融通ルールに基づく変更ということで、事後報告という格好になっております。

続きまして、報告事項3、本年8月21日に行われた北海道連合海区に会長とともに出席して参りました。この度の議案1号は、トドの採捕に係る委員会指示で今回の委員会承認された内容ですけども、本年もトドの採捕に係る委員会指示発動につきましては、p3、p6にあるとおり年度の変更以外は変更無い内容で、p9～p10には被害や採捕の推移が、p11には北海道から連合海区への指示発動要請があったもの、p12には令和5年のトド採捕可能頭数が、p13～14には国作成のトド管理基本方針が、p15～16には水産研究・教育機構の作成したトドの来遊調査の結果があります。

続きまして、p17～23には、全国海区漁業調整委員会連合会が行う令和6年政府要望案がありまして、この要望案に対しまして、原口委員からは、p21の対ロシア漁業における操業機会の確保に関連して、「対ロシア漁業関係の要望については強く国へ働きかけをお願いしたい」との意見や、三宅委員からは、p19の沿岸資源の適正な利用に関連して、「将来予測の精度を十分に高める」ためには生態の研究が不足しているので、この旨が入るようにとの意見や、オホーツク地区の横内委員からは、p22の遊漁と漁業の調整等に関連して、サケマスを中心とした表現として網走管内からの要望と整合を図ってほしいとの意見がありました。これら意見に対しては、要望書の内容に反映させるという回答がなされているところでございます。

最後になりますが、報告事項4です。10月10日現在の数値を取りまとめました。例年提出している過去10日時点との比較がグラフ化されているもののほか、裏面には、今どのような状況なのかを見たくて事務局で作ってみました。漁獲の勢いを表すようなグラフ、9月下旬から10月上旬にかけて伸びてきたかなと見れるんですけど、北部、南部、えりも以東と分けてみると、えりも以東の勢いが

事務局長 どうだったかなという見え方でした。 その下は重量の累計で5か年平均に若干届かないかなと言うところ。 目まわりの状況は小型に推移している状況でした。 一番下は、令和4年までは最終数値が入っていますが、令和5年は10月10日現在の数値であることに注意して、手持ち資料ということでご覧いただければと思います。 事務局からは以上です。

福原会長 ただ今、報告事項について、事務局から説明しましたが、皆さんの方から何か質問等ございますか。

(ありませんの声)

福原会長 報告事項等について、ご来賓の方から何かございませんか。

高橋副会長 皆さんどうもご苦労様です。 一山来たかなと思ったら、早速今日あたりは大分こう落ち込んでくるということで、この後どういう風になるんだというところが我々漁業者としては心配やら寂しいやら。 なんかこう明るい話題でもですね、お三方からなんか聞かせていただければ力強いかなという風に思います。 まあ、今の段階では予想よりちょっと下回っているんじゃないかと思っています。 その辺も含めてですね、何かこう考え方もいただければありがたいなと思います。 よろしくお願いします。

水野センター長 10月10日現在の連合海区の漁獲速報を見させていただきましたけども、根室は前年比で81.3%っていう状況なんですけども、本場を中心にコメント出させてもらってますけども、やはり異常な高水温、特に9月の北海道表面海水温が観測史上最高だったということで、それが鮭の接岸に影響を与えているというふうには外部の方にはお話しているんですけども、10月に入って確かに温度が下がってきて一山あってというお話もありましたけど、今現在でも平年より1度から3度、表面海水温が高い状況で、特に知床側が高い状況だっているのが推察しております。 これが今後どのような影響を与えて漁獲にどうなっていくのかというのが一番重要だと思うんですけど、今私どももそこがはっきりとどうなるのか解らないという状況、本場からもそういう風に言っておりますけれども、ピークが後ろにズレるのかっていう話もあったんですが、明日で中旬が終わりなんですよね、そういった状況でどうなるのかっていうところがまだ解っていないのでコメントが出来ないんですけども、そのままピークが一山あるのか、その後ダラダラダラダラ小さな山になるのかがまだ見通せない状況です。 今年の来遊の9月の段階の話なんですけども、去年も今年も4年魚が主体だったんですけども、去年は5年魚がほとんど出てなかったんですけども、今年は5年魚が結構出ている。 これまでの、去年より以前の状況に近い状況かなと、ただ3年魚がほとんど見えてないという状況だったんですけども、10月に入って結構3年魚が見えてきたということで、3年魚が出れば来年4年魚が結構見えるという可能性もあります。 今後、3年魚がどれぐらい出てくるのか、去年とは年齢構成が違うなというのが今の状況です。 で、高水温が鮭の回帰向上にどういった影響を与えるのかというのをウチから気象の情報出しているんですけども、実際どういう風に影響しているのか解っていなかった、よく説明していないと思うんですけども、今やっと昨年予算が付きまして、標津の定置部会さん、それから標津の漁協さんにご協力いただいてですね、定置で捕れた魚の一部に水深と水温を記録できるデータロガーを鮭に背負わせまして、その後再放流するという試験を今やっているんですよ。 今解ってきたことがありまして、昼は水温が低いところの下がるんですけど、夜は海表面に出てくるんですよ。 ただ、海表面がすごい温度が高い場合はですね、その上まで上がらず、下の冷たいところにずっと留まっているというような状況がありましてですね、その境界の温度が何度なのかというのがこれからまだデータを集めていかなければならないんですけども、そのあたりがですね、やっぱり高温時は鮭にとってかなり嫌がるものなんだなというところがかめてきたという状況です。 今のうちらから情報をお話しできるのは以上になります。

福原会長 解ったような解らないようなだね。

高橋副会長 いないものは居ないし。 あんた方も一所懸命調査したりいろんなことをしてその結果に基づいてどうなのかと言うところはまだまだ未知の世界なんだということだし、これだけやっぱり高水温が続いたと言うことの中では、ウトロ方面な

高橋副会長

んかでは定置のそばまでは魚が来るんだけど、深みに魚が居て、釣りの人方が魚探で解るほど魚が固まったという話も聞きますんで、今話を聞いてたらどこも同じなのかな、特別ここだけが悪いわけでもなく全体的に高水温のことは悩んでいるのかなと思う。とりわけ内地なんかの鮭はどうなっているか解りませんけれども、僕らがやってた頃には、岩手なんかかなり獲れてたんですけどもね、昨今あまりいい話は聞かせんし、これだけ高水温になるとちょっと赤信号が点っているのかなという思いをしながら見てたんですけども。なんせ予想がある程度良かっただけに浜の方は期待を持たされたというようなところもあって、ずいぶん来ないもんだという思いが浜の方ではしているというのが現状ですので、今後しっかり調査を踏まえて浜の方にも投げかけてください。よろしくをお願いします。

水野センター長

有り難うございます。予測方法についても、いろんな方から不十分だというお言葉をいただいているので、予測を出しているのは本場なんですけども、担当者の方にはいろんな要素を加えて、その値をきちっと評価出来るような形で改善するように、そういった技術の開発はするように私から担当に伝えておきます。

福原会長

他、ございませんか。あの一、シブリング法はずいぶん外れるよね。3年魚が良いからって4年魚がって、外れすぎだよ。外れすぎだしさ、もういい加減さ、シブリング法に変わる、私はどんなのあるか知らないけれども、もういい加減にした方がいいね。川は比較的順調なんですよ。北部も南部も。で、網が獲れない。これ、何ですかね？川はまあ規制もしたんですけどね。

水野センター長

規制の効果って調べていまして、藤原の時からお話していると思いますけども、河川遡上率ってお話があるんですけども、沿岸来遊してきたうち何パーセントが川に遡ってるかっていう数字なんですけども、自主規制されてない時って北部はだいたい5%っていう値だったんですけども、最近だと8%ぐらいだったんですけども、今年もう前期が出たんで数字出してみたんですけども12%っていう値でした。北部では相当効いたのかなという印象を受けています。南部については大体12%ぐらいだったんですけど、規制を掛けると20%ぐらいになるんですけど、今年は25%という値でしたんで、かなり効いているのかなという印象を受けています。シブリング法なんですけど、会長から厳しい言葉いただいているんですけども、自主規制の比率、自主規制掛けない時の予測が出来ないのかというお話、藤原の時からあるんですけども、本場としては直近三年の平均でというところが譲れないっていうのがあるみたいで、そこについてももう少し検討を加えるようにと伝えますので、どんどん精度上げることは必要だと思います。ただ、シブリング法を今完全に変えるというのはなかなか難しいのかなと思っております。

福原会長

いつまでもキリ無いね。他、なにかございませんか。  
全体を通して何かございませんか。

(ありませんの声)

福原会長

無いようでございますので、これで、第22期第14回の委員会を閉じたいと思います。  
本日は、有り難うございました。

(14:40終了)